等民間金融機関で取り扱われている定期預金と同様に，多数の預金者を対象とした大量の事務処理を迅速かつ画一的に処理する必要上，貯金の管理を容易にして，定期郵便貯金に係る事務の定型化，簡素化を図ることにあるものと解される。

郵政民営化法の施行により，日本郵政公社は解散し，その行っていた銀行業務は株式会社ゆうちょ銀行に承継された。ゆうちょ銀行は，通常貯金，定額貯金等のほかに定期貯金を受け入れているところ，その基本的内容が定期郵便貯金と異なるものであることはうかがわれないから，定期貯金についても，定期郵便貯金と同様の趣旨で，契約上その分割払戻しが制限されているものと解される。そして，定期貯金の利率が通常貯金のそれよりも高いことは公知の事実であるところ，上記の制限は，預入期間内には払戻しをしないという条件と共に定期貯金の利率が高いことの前提となっており，単なる特約ではなく定期貯金契約の要素というべきである。しかるに，定期貯金債権が相続により分割されると解すると，それに応じた利子を含めた債権額の計算が必要になる事態を生じかねず，定期貯金に係る事務の定型化，簡素化を図るという趣旨に反する。他方，仮に同債権が相続により分割されると解したとしても，同債権には上記の制限がある以上，共同相続人は共同して全額の払戻しを求めざるを得ず，単独でこれを行使する余地はないのであるから，そのように解する意義は乏しい。

ウ　前記⑴に示された預貯金一般の性格等を踏まえつつ以上のような各種預貯金債権の内容及び性質をみると，共同相続された普通預金債権，通常貯金債権及び定期貯金債権は，いずれも，相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく，遺産分割の対象となるものと解するのが相当である。

⑶　以上説示するところに従い，最高裁平成15年（受）第670号同16年４月20日第三小法廷判決・裁判集民事214号13頁その他上記見解と異なる当裁判所の判例は，いずれも変更すべきである。

５　以上によれば，本件預貯金が遺産分割の対象とならないとした原審の判断には，裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は，この趣旨をいうものとして理由があり，原決定は破棄を免れない。そして，更に審理を尽くさせるため，本件を原審に差し戻すこととする。

よって，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり決定する。なお，裁判官岡部喜代子の補足意見，裁判官大谷剛彦，同小貫芳信，同山﨑敏充，同小池裕，同木澤克之の補足意見，裁判官鬼丸かおる，同木内道祥の各補足意見，裁判官大橋正春の意見がある。

裁判官岡部喜代子の補足意見は，次のとおりである。

共同相続が発生したとき，相続財産は民法898条，899条により相続分に応じた共有となる。その財産が金銭の給付を目的とする債権であっても同様である。当該債権については民法264条の規律するところになるのであるが，同条の特則としての民法427条により相続人ごとに分割されて相続人の数だけ債権が存在することとなると考えられているところである。しかし，共同相続においては上記のとおりまず準共有状態が発生するのであるから，分割を阻害する要因があれば，分割されずに準共有状態のまま存続すると解することが可能である。普通預金契約（通常貯金契約を含む。以下同じ。）の本体は消費寄託契約ではあるが，それればかりではなく，付随して口座振替等の準委任契約が締結されることも多いのであって，普通預金が決済手段としての性格を強めていることは多数意見の指摘するとおりである。そうすると，普通預金債権を共同相続した場合には，共同相続人は同時に準委任契約上の権利義務もまた相続により承継することになる。例えば口座振替契約の解約を行う場合は，それは性質上不可分な形成権の行使であり，かつ，処分行為であるから民法251条により相続人全員で行わなければならない。ところが預貯金債権が当然に分割され各人の権利行使が認められることになると，共同相続人の一人が自己の持分に相当する預貯金を全額払い戻して預貯金債権を行使する必要がなくなる結果，預貯金契約自体あるいは口座振替契約等についての処理に支障が生ずる可能性がある。また，各別の預貯金債権の行使によって，１個の預貯金契約ないし一つの口座中に，共同相続人ごとに残高の異なる複数の預貯金債権が存在するという事態が生じざるを得ない。このような事態は，振込等があって残高が変動しつつも同一性を保持しながら１個の債権として存続するという普通預金債権の性質に反する状況ともいい得るところであり，また普通預金契約を締結する当事者の意思としても認めないところであろう。共同相続の場合には，普通預金債権について相続人各別の行使は許されず，準共有状態が存続するものと解することが可能となる。以上のとおりであるから，多数意見の結論は，預貯金債権について共同相続が発生した場合に限って認められるものであろう。

ところで，私は，民法903条及び904条の２の文理並びに共同相続人間の実質的公平を実現するという趣旨に鑑みて，可分債権は共同相続により当然に分割されるものの，上記各条に定める「被相続人が相続開始の時において有した財産」には含まれると解すべきであり，分割された可分債権の額をも含めた遺産総額を基に具体的相続分を算定し，当然分割による取得額を差し引いて各相続人の最終の取得額を算出すべきであると考えている。従前は預貯金債権も当然に分割される可分債権に含まれると考えてきた。しかし，最高裁判所が権利の性質を詳細に検討して少しずつ遺産分割の対象財産に含まれる権利を広げてきたという経緯，預貯金債権も遺産分割の対象とすることが望ましいとの結論の妥当性，そして上記のとおり理論的にも可能であるという諸点から多数意見に賛同したいと思う。ただ，当然に分割されると考えられる可分債権はなお各種存在し，預貯金債権が姿を変える場合もあり得るところ，それらについては上記のとおり具体的相続分の算定の基礎に加えるなどするのが相当であると考える。

裁判官大谷剛彦，同小貫芳信，同山﨑敏充，同小池裕，同木澤克之の補足意見は，次のとおりである。

従来，預貯金債権は相続開始と同時に当然に各共同相続人に分割され，各共同相続人は，当該債権のうち自己に帰属した分を単独で行使することができるものと解されていたが，多数意見によって遺産分割の対象となるものとされた預貯金債権は，遺産分割までの間，共同相続人全員が共同して行使しなければならないこととなる。そうすると，例えば，共同相続人において被相続人が負っていた債務の弁済をする必要がある，あるいは，被相続人から扶養を受けていた共同相続人の当面の生活費を支出する必要があるなどの事情により被相続人が有していた預貯金を遺産分割前に払い戻す必要があるにもかかわらず，共同相続人全員の同意を得ることができない場合に不都合が生ずるのではないかが問題となり得る。このような場合，現行法の下では，遺産の分割の審判事件を本案とする保全処分として，例えば，特定の共同相続人の急迫の危険を防止するために，相続財産中の特定の預貯金債権を当該共同相続人に仮に取得させる仮処分（仮分割の仮処分。家事事件手続法200条２項）等を活用することが考えられ，これにより，共同相続人間の実質的公平を確保しつつ，個別的な権利行使の必要性に対応することができるであろう。

もとより，預貯金を払い戻す必要がある場合としてはいくつかの類型があり得るから，それぞれの類型に応じて保全の必要性等保全処分が認められるための要件やその疎明の在り方を検討する必要があり，今後，家庭裁判所の実務において，その適切な運用に向けた検討が行われることが望まれる。

裁判官鬼丸かおるの補足意見は，次のとおりである。

私は，多数意見に賛同するものであるが，普通預金債権及び通常貯金債権の遺産分割における取扱いに関して，以下のとおり私見を付したい。

１　遺産分割とは，被相続人の死亡により共同相続人の遺産共有に属することとなった個々の相続財産について，その共有関係を解消し，各共同相続人の単独所有又は民法第２編第３章第３節の共有関係にすることであるから，遺産分割の対象となる財産は，相続開始時に存在し，かつ，分割時にも存在する未分割の相続財産であると解される。そして，多数意見が述べるとおり，普通預金債権及び通常貯金債権は相続開始と同時に当然に分割される債権ではないから，相続人が数人ある場合，共同相続人は，被相続人の上記各債権を相続開始時の残高につき準共有し，これは遺産分割の対象となる。一方，相続開始後に被相続人名義の預貯金口座に入金が行われ，その残高が増加した分については，相続を直接の原因として共同相続人が権利を取得するとはいえず，これが遺産分割の対象となるか否かは必ずしも明らかでなかった。

しかし，多数意見が述べるとおり，上記各債権は，口座において管理されており，預貯金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない限り，同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして存在するのであ